

生乳流通体制合理化推進事業実施要領
(令和6年4月8日付け中酪(総務)発第27号) 一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p>平成28年6月6日付け28農畜機第1230号承認 平成28年6月8日付け中酪(業務)発第89号 〔略〕</p> <p><u>一部改正 令和6年4月5日付け農畜機第185号承認 令和6年4月8日付け中酪(総務)発第27号</u></p>	<p>生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p>平成28年6月6日付け28農畜機第1230号承認 平成28年6月8日付け中酪(業務)発第89号 〔略〕</p>
〔略〕	〔略〕
<p>第4 事業の実施</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 借受者の事業参加申込み</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>ア <u>みどりのチェックシート(畜産)の各取組について、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシート</u></p> <p>イ 配合飼料イ合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和6年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し</p> <p>ウ～キ 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</u></p> <p><u>(1) 実施団体は、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート(畜産)」及びその解説書の一部改正について」(令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、「みどりのチェックシート(畜産)」に記載された各取組について事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該生乳生産者が各取組を実施する旨を生乳生産者の一覧に記載して、当該</u></p>	<p>第4 事業の実施</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 借受者の事業参加申込み</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>ア <u>みどりのチェックシート(畜産)の写し</u></p> <p>イ 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和5年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し</p> <p>ウ～キ 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>3 略</p> <p>4 実施団体は、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月30日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき原則として事業を実施する年度中に1回以上チェックシートを受け取ること等により、<u>持続的な畜産物生産に向けた取り組みが行われるよう努めるものとし、また、その構成員に対して指導するものとする。</u></p>

改正後	現行
<p>一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>(2) 実施団体は環境負荷低減に向けた取組に努めるものとし、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」(令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に基づき、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(民間事業者・自治体等向け)」に記載された各取組について、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを会長に提出するものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>(1) 令和6年度に、配合飼料価格安定基金(配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この項において「契約」という。)の締結をしている者であること。</p> <p>(2) 令和5年度及び令和6年度のいずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) 令和5年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和6年度に契約を締結していない者であること。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和6年度とする。</p> <p>第5～第9 [略]</p> <p>第10 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1 実施団体は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合</p>	<p>[新設]</p> <p>5 [略]</p> <p>(1) 令和5年度に、配合飼料価格安定基金(配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この項において「契約」という。)の締結をしている者であること。</p> <p>(2) 令和4年度及び令和5年度のいずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) 令和4年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和5年度に契約を締結していない者であること。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和5年度とする。</p> <p>第5～第9 [略]</p> <p>第10 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1 実施団体は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合</p>

改正後	現行
<p>計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>2～3 〔略〕</p> <p>第11 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 帳簿の整備保管 〔中略〕</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、<u>事業の完了した5年間を経過した後も財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。</u></p> <p>2 電磁的記録による整備保管</p> <p>前項に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第12 〔略〕</p> <p><u>附 則（令和6年4月8日付け中略（総務）発第27号）</u> <u>この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表1～別紙様式第1-2号 〔略〕</p> <p>別紙様式第2号 〔中略〕</p>	<p>計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第11 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 帳簿の整備保管 〔中略〕</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。</p> <p>2 電磁的記録による整備保管</p> <p>前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第12 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>別表1～別紙様式第1-2号 〔略〕</p> <p>別紙様式第2号 〔中略〕</p>

改正後	現行
<p>2 添付書類</p> <p>(1) <u>みどりのチェックシート（畜産）の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの写し（借受者が生乳生産者の場合）</u></p> <p>(2) 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和6年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し（借受者が生乳生産者の場合）</p> <p>(3) ～（注） [略]</p> <p>別紙様式第2号の別紙～別紙様式第3号 [略]</p> <p>別紙様式第4号 [中略]</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施についてに基づく「環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）」の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート</u></p> <p>(4) 生乳流通体制合理化機械装置のリース導入を行う場合は、以下の書類</p> <p>①～④ [略]</p> <p>⑤ <u>みどりのチェックシート（畜産）の事業実施年度中の取組を実施することがわかる生乳生産者の一覧（借受者が生乳生産者の場合）</u></p> <p>⑥～⑧ [略]</p> <p>(5) 生乳流通体制合理化機器等の整備を行う場合は、以下の書類 [略]</p> <p>(6) 生乳需給調整機能装置の整備を行う場合は、以下の書類 [略]</p> <p>(注) [略]</p> <p>別紙～別添 [略]</p> <p>別紙様式第5号～別紙様式第8号 [略]</p>	<p>2 添付書類</p> <p>(1) みどりのチェックシート（畜産）の写し（借受者が生乳生産者の場合）</p> <p>(2) 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和5年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し（借受者が生乳生産者の場合）</p> <p>(3) ～（注） [略]</p> <p>別紙様式第2号の別紙～別紙様式第3号 [略]</p> <p>別紙様式第4号 [中略]</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(3) <u>生乳流通体制合理化機械装置のリース導入を行う場合は、以下の書類</u></p> <p>①～④ [略]</p> <p>⑤ <u>みどりのチェックシート（畜産）の写し（借受者が生乳生産者の場合）</u></p> <p>⑥～⑧ [略]</p> <p>(4) 生乳流通体制合理化機器等の整備を行う場合は、以下の書類 [略]</p> <p>(5) 生乳需給調整機能装置の整備を行う場合は、以下の書類 [略]</p> <p>(注) [略]</p> <p>別紙～別添 [略]</p> <p>別紙様式第5号～別紙様式第8号 [略]</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第9号 〔中略〕</p> <p>5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況 〔略〕</p> <p>6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由</p> <p>以下〔略〕</p>	<p>別紙様式第9号 〔中略〕</p> <p>5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載 〔略〕</p> <p>6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載</p> <p>以下〔略〕</p>